

第三十号

徳島県消費者行政活性化基金条例の一部改正について

徳島県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成二十五年二月十八日提出

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

徳島県消費者行政活性化基金条例の一部を改正する条例

徳島県消費者行政活性化基金条例（平成二十一年徳島県条例第一号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成二十五年三月三十一日」を「平成二十六年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

消費生活相談の窓口の機能の強化を図る事業その他の消費者行政の活性化を図るために実施する事業を引き続き計画的に推進するため、徳島県消費者行政活性化基金の設置の期間を延長する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。